

# 令和6年度 浄化槽維持管理費補助金のご案内

大村市では、大村湾や河川の水質汚濁を防止し、みなさまの生活環境や自然環境を守るため、浄化槽を適正に維持管理している「浄化槽管理者」に補助金を交付しています。補助金の交付を希望する場合は、次のとおり申請書類を提出してください。



申請に必要な書類【様式第8号】と【様式第7号】は、このしおりの一番最後に添付しています。（記入の仕方は、P4～5）

## 1 申請期間と場所

～下記期間内に、申請書類を「窓口を持参」又は「郵送」にてご提出ください。～  
期間を過ぎての受付はできませんので、ご注意願います。  
なお、提出できない事情があるときは、大村市上下水道局業務課にご相談ください。

### ① 持参する場合

	期 間	場 所	時 間
通常窓口	令和7年1月14日(火)～3月14日(金) ※土日祝日を除く	上下水道局	8時30分から 17時00分まで
臨時窓口	令和7年2月25日(火)～2月26日(水)	松原出張所	14時00分から
	令和7年2月27日(木)～2月28日(金)	萱瀬出張所	16時00分まで

### ② 郵送する場合

送付先	〒856-0825 大村市西三城町 124 番地 大村市上下水道局 業務課 総務グループ
-----	---

〔 書類の受付期間は  
通常窓口と同じです 〕

## 2 補助対象となる経費

- ① 法定検査（11条検査）の手数料
- ② 保守点検料及び清掃料
- ③ 電気代（※）
- ④ その他維持管理に必要な修理や部品交換の代金

（※）電気代は浄化槽の種別と使用月数から定額で算出します。

### ③ 補助対象となる要件

補助を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 設置場所が下水道等の整備が終了した区域ではない。
- ② 令和6年4月から申請日までに、法定検査（11条検査）を受けている。
- ③ 令和6年4月から申請日までに、保守点検（3回以上）と清掃を実施している。
- ④ 市税を滞納していない。

補  
足

要件②は、以下のときは免除になる場合があります。

- ・浄化槽を設置したばかりで、法定検査（11条検査）の時期が来ていないとき。
  - ・下水道等に接続したため、法定検査（11条検査）を受ける必要がなくなったとき。
- くわしくは上下水道局におたずねください。

### ④ 提出する書類

#### 【申請書類作成の際の留意事項】

- ・申請書類は添付の「記入例」を参考に作成してください。
- ・添付書類は必ずコピーを提出してください。

※領収書がないとき ⇒ 支払いを証明できる書類（振替払込金受領書など）が必要です。  
ただし、「支払者」「支払先」「金額」「支払日」が明記されているものに限りです。

**注意！** （請求書）振込先の書き間違いが多く発生しています。

- ・通帳をご持参いただいた場合は、受付のときに確認いたします。
  - ・請求書に誤りがあった場合は、訂正のため印かんが必要です。
- 請求書に使用した印かんをご持参ください。（違う印かんでは訂正できません。）

申請書類	① 浄化槽維持管理費補助金交付申請書 兼 実績報告書（様式第8号） ② 浄化槽維持管理費補助金交付請求書（様式第7号）
添付書類	① 法定検査（11条検査）の「 <u>領収書</u> 」の <u>コピー</u> ② 保守点検（3回以上）と清掃の「 <u>領収書</u> 」と「 <u>記録票</u> 」の <u>コピー</u> ③ その他維持管理に必要な修理や部品交換の「 <u>領収書</u> 」の <u>コピー</u> （※） ただし、「宛名（〇〇様）」「ただし〇〇代として」ほか の記載があるもの  （※）修理や部品交換がなければ提出は不要です。



大村市上下水道局  
Omura City Water & Sewerage Works

<お問い合わせ先>

〒856-0825 大村市西三城町124番地

大村市上下水道局 業務課

電話番号：(0957) 53-1116

FAX番号：(0957) 53-1440